八尾市における
「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方
～インクルーシブ（育ちあう）保育の創造～」
に関する提言

平成 30 年（2018 年）5 月

八尾市障害児保育審議会

会長挨拶

八尾市では、他市に先がけて昭和 50 年（1975 年）3 月に、児童福祉審議会の中間答申の中で、「心身に障害をもつ児童こそ適切な環境が必要であり、最も保育に欠ける状況にあることを認識し、積極的に措置すべきことは明らかである」と述べ、今日に至るまで障がい児保育に取り組まれて来ました。

現在、世界では平成 16 年（2004 年）に国連総会で採択された「障害者権利条約」が、障がいのある人も他の人と平等に地域で共に生きる権利を保障されるべきとしています。我が国においても、平成 26 年（2014 年）１月に同条約へを批准したところであり、障がいのある人も含めて多様な人が共に生きる社会を実現することは、子どもから大人まですべての市民にとって重要な課題となっているところです。

この権利条約では、乳幼児期から障がいのある子もない子もソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）をめざしてインクルーシブ保育、インクルーシブ教育の実践がめざされています。インクルージョンとは、障がいのある人も含めた多様な人間が、助け合い影響を及ぼし合って生きていこうという考え方であり、これからの日本や世界がめざすべき人間の生き方を表現するものです。

このたび、私たち「八尾市障害児保育審議会」は、平成 29 年（2017 年）８月に、市長の諮問を受け、これからの「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方」について、方向性を打ち出すべく、審議を重ねて参りました。

八尾市では、平成 31 年（2019 年）４月から、こども子育て支援法に基づき公立保育所・幼稚園を５つの認定こども園へ再編され、質の高い教育・保育の提供をめざす節目の年を迎えようとしています。

このこども園のスタートを契機として、改めて、市において、脈々と保育者や教育者、療育に携わる人々が積み上げてきた実践の成果を踏まえ、権利条約の潮流に沿った「インクルーシブ（育ちあう）保育」の理念にまで高め、その実現をめざして、次世代へと引き継ぐ取り組みとしていくことを望みます。

インクルーシブ（育ちあう）保育の理念を実現していくには、障がいのある子どもとない子どもが同じ場で、助けあい影響しあいながら育っていく実践を創りだしていく必要があります。一人の子どもが一人の人間として育つには、他者とのかかわりが不可欠です。保育者は一人の子どもを深く理解し、その子が育つのを見守り保育していきますが、そのためには子ども同士が助け合い影響を及ぼし合うインクルーシブ（育ちあう）保育の実践を創りだし、その方法論を確立し、必要な手立てを身に着け、取り組んでいく必要があります。

このような保育を通して、子どもたちは未来に向かって生きていく主体として育ち、これからの社会の担う市民として育っていきます。インクルーシブ（育ちあう）保育実践を創りだす意義はまさにここにあります。そのため、本審議会においては、掲げるべき理念と、理念に沿った実践となる４つの仕組みを提案内容として取りまとめたところです。

市では、本提言を真摯に受けとめられ、今後、八尾市を挙げて公民が手を携え、高め合い、理念を踏まえた保育実践を「新たに創りだしていく」気概で取り組まれることを期待しています。

そして、このような保育の中で育つ子どもたちが、将来、世界のソーシャル・インクルージョンの潮流の中で、相互に支え合いを担う市民として育ち、共生社会を実現していくことを願ってやみません。

平成 30 年（2019 年）５月吉日

八尾市障害児保育審議会
会　長　　堀　　智晴

■目　次

会長挨拶

今後の就学前施設における、障がい児教育・保育のあり方について 1
　１．検討内容 1
　２．検討手法 2
　３．提言要旨 3

提　言 4
　４．現状と課題 4
　（１）障がい児保育をとりまく新たな潮流への対応 4
　（２）就学前の障害児への総合的な社会資源提供ニーズへの対応 5
　（３）保護者の適切なサービス選択につながる明確な説明責任とそのニーズへの対応 5
　５．八尾市がめざすべき方向性への提言 7
　（１）今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ（育ちあう）保育」の創造 7
　（２）「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり 10
　（３）就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり 11
　（４）保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくり . 12
　（５）インクルーシブ（育ちあう）保育実践を創り出すことができる仕組みづくり 13

障害児保育審議会を終えて 14

【参考資料】

　八尾市障害児保育審議会規則
　八尾市障害児保育審議会　委員名簿
　八尾市障害児保育審議会　開催状況
　審議会委員から出された主な意見概要

今後の就学前施設における、障がい児教育・保育のあり方について

八尾市では、昭和 50 年（1975 年）３月に、八尾市児童福祉審議会から「障害児保育に関する中間答申」を受け、我が国で先頭を切って、障がいのある子どもを積極的に受け入れる「障がい児保育」の加配のしくみを創り上げ、その後、本審議会の前身である「障害児保育協議会」を開催し、報告・検討を重ねながら、脈々と、障がい児保育の実践を積み上げて来た。

近年の障がい児をとりまく状況は、平成 26 年（2014 年）１月における国の「障害者権利条約」への批准など、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）※を進める大きな流れがあり、障がい児保育で対応すべき児童の多様性が増すとともに、障がい児一人ひとりへの個別計画に基づく一貫性のある支援が求められるようになり、市においても、特別支援教育の実践や障がい者福祉のサービス充実が図られて来た。

さらに、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、認定こども園制度において、質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供を行うこととなり、八尾市においても、平成 31 年度に公立認定こども園を開所される予定となっている。

こういった背景の下、本審議会において、八尾市における、就学前の障がい児教育・保育に対する基本的な考え方について、これまでの成果や今日的な課題を踏まえて再整理を行い、あるべき姿や、基本的な理念、方向性を打ち出すことにより、具体的な仕組みづくりに反映していくことが重要となっている。以上の内容を検討することにより、市において、一貫性のある教育・保育を提供し、円滑な小学校への接続につなげる仕組みとなるよう提言を行う。

１．検討内容

八尾市の「障がい児保育」は、保育所・園に「保育サポート」枠を設け、該当児童への職員体制の加配により実施するとともに、巡回指導でその質を高める仕組みとしている。

ソーシャル・インクルージョンの流れが進展する中で、発達障がい児への認識の高まりに伴う「障がい児保育」のニーズ増や、幼児教育と保育を総合的に提供する認定こども園制度の普及等を踏まえ、現状の就学前施設における障がい児への保育・教育の課題を利用者視点で整理し、今後のあるべき理念・方向性と、どのような仕組みづくりが必要であるか、検討を行う。

検討に際しては、八尾市において、すべての障がい児が、どのような就学前サービスや施設利用をしても、共通して小学校への円滑な接続へとつながるよう、切れ目のない支援ができているか、まず、入所決定までの流れにおける現状・課題を点検する。さらに、入所後の保育所・園における保育に係る体制や方法論と研修・後方支援といった、提供段階での課題について整理し、今後のあるべき理念・方向性と仕組みについて、検討を行うこととした。

※「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康的で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうこと。

２．検討手法

本審議会は、保育・福祉・医療等の学識経験者及び実際に障がい児教育・保育・療育に係る関係機関等で実務に従事している委員から構成されている。そのため、学識者の専門的な知見と、実務者の経験、日々、障がい児及び保護者との係わりの中で実践を積み重ねている中で受けとめて来た当事者の声を、各委員のそれぞれの視点から、相互に意見交換しながら、今後のあるべき方向性について審議する手法を取ることとした。

その際、第１回審議会では各施設における障がい児についての実施報告により、障がい児保育の現状を再確認した。その後、審議するべき現状と課題を整理し、第２回審議会では、「就学前施設における障がい児教育・保育の現状及び課題」、「八尾市子ども子育て事業の現状」、「今後の方向性（案)」について審議を行った。最終の第３回審議会では、第２回審議会で提案された意見を整理し、各委員に助言をいただき調整した提言書（案）を元に、最終の審議を行い、とりまとめることとした。

尚、本審議会の審議と並行し、市においても方向性に沿った、具体的な事業内容について検討を進めてもらい、適宜、検討状況の情報提供を受けることで、方向性の審議内容に反映を行い、できるだけ審議会での提言内容が、速やかに実現可能なものとなる進め方とした。

３．提言要旨

本審議会において、現状と課題を踏まえ、今後の就学前施設における障がい児教育・保育のあり方について、「インクルーシブ（育ちあう）保育」に取り組む方向性を提言としてまとめた。その要旨を次に示す。

（１）は理念であり、（２）から（５）は理念を実現するための仕組みである。

さらに、（３）及び（４）は、入所にいたる過程において、障がい児とその保護者にとってわかりやすく、納得感をもち適切なサービスを選択できるよう、市が相談・支援を受けつつ認定・審査する仕組みであり、（２）及び（５）は、実際の園の教育・保育現場における体制や、保育実践の内容を高めていくための仕組みである。

審議会での審議は方向性を打ち出すところまでを役割としたため、理念と仕組みづくりのポイントを示すところまでを行い、今後、仕組みの具体的な詳細内容は、市や現場で検討を深め、具体化していくことを想定している。

（１）今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ（育ちあう）保育」の創造

① 共生社会につながる「インクルーシブ（育ちあう）保育」の理念を掲げる

② インクルーシブ（育ちあう）保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることをめざす

（２）「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり

① コーディネーター（リーダー保育士）を導入し、園全体での対応力を高める

② 障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する

（３）就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり

① 個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図る

② 各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入する

（４）保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくり

① 障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組む

② 障がい児保育の加配段階等を認定審査する際の、サービス決定基準を明確化する

③ 審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とする

（５）インクルーシブ（育ちあう）保育実践を創り出すことができる仕組みづくり

① 障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創りだす意義を共有する

② ノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくる

提　言

１．の検討内容について、２．の検討手法により審議を行い、現状と課題を整理したうえで、本審議会の提言として、理念と４項目の仕組みづくりとしてまとめた。次にその内容を示す。

４．現状と課題

わが国においてソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を進める大きな流れがあり、これまでも、現場において、そのような流れを踏まえた実践が重ねられてきたところである。そこで、今回の審議会検討を契機に、改めて、市としての障がい児保育の理念を整理するとともに、以下の現場での課題を整理しつつ方向性を出し、国の幼稚園教育要領・保育所保育指針・認定こども園教育・保育要領に沿って、今後の実践につなげ、深めていく必要がある。

（１）障がい児保育をとりまく新たな潮流への対応

まず、上記の流れを受け、対象の定義や認識が広がったことから、発達障がい児や医療的ケアを要する児童など、障がい児保育で対応すべき児童の多様性が増すとともに、ニーズ増が見込まれる状況にある。直近の当市での実績は、平成 29 年（2017 年）４月１日付「障がい児保育」入所数は 194 名で、総入所児童数 3,275 名に占める比率は 5.92%であり、平成 25 年（2013 年）の 129 名で 2,857 名の 4.52%から、実績及び比率共に５カ年で増加傾向にある。

また、今後のニーズを予測する上での一つの目安として、平成 24 年度（2012 年度）の文部科学省による「通常学級に在籍する発達障害のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」があるが、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示し、特別な支援を必要とする児童生徒の割合は 6.5%に上る。このような調査結果からは、これまで障害者手帳所持数からの予測数以上に、発達障がいのある児童が存在することが伺われる。

今後、新たな仕組みづくりを進める上では、このような潜在的ニーズに対応できる体制や手法を検討したうえで、保育枠を用意していく検討が必要である。

そのため、平成 28 年度（2016 年度）の障がい児保育申請児童数が 102 件であるが、今後の件数の伸びを経年的な変化から予測しつつ、実情を踏まえて対象となる児童を再定義したうえで最大限のニーズも見越し、持続可能な仕組みづくりが課題となっている。さらに、集団保育を求める医療的ケア児や身体障がい児も増加傾向にあり、このニーズへの対応も課題である。

図表１　３歳児以上の保育施設入所児童数（受託除く・委託含む）

	年　度	H25	H26	H27	H28	H29
保育サポート	新規申込数（人）	70	73	82	108	102
	新規入所数（人）	55	62	65	89	74
	継　続　数（人）	74	72	90	101	120
	総 入 所 数（人）	129	134	155	190	194
総 入 所 児 童 数（人）		2,857	2,934	3,001	3,166	3,275
保育サポート・入所比率（%）		4.52	4.57	5.16	6.00	5.92

（２）就学前の障害児への総合的な社会資源提供ニーズへの対応

市では平成 27 年度（2015 年度）から「妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援」に取り組んでおり、全ての子どもに専門職が関わり、切れ目なく支援を受けることのできる仕組みづくりを進めている。

その中で、「図表２　八尾市子ども子育て事業の現状」に示すように、就学前の障がい児については、障がい福祉分野での「療育」では、医療型・福祉型児童発達支援センター等があり、子ども子育て支援法における「保育」では、保育所・認定こども園（保育）があり、教育分野における「幼児教育」では、幼稚園・認定こども園（教育）があり、それぞれ縦割りの分野毎に、入所手続きや、現場実践に取り組んでいるのが現状である。

今般、平成 29 年（2017 年）３月 31 日付内閣府及び厚生労働大臣の連名通知により、障がい福祉施策と一般施策との連携を図る技術的助言を受けるとともに、「障害児福祉計画」と「子ども子育て支援事業計画」の連携通知が出たこともあり、就学前の障がい児の仕組みについても、関係機関において、これまで以上に緊密な連携を図るほか、整理すべきところは集約化を図ることなどにより、切れ目のない総合的な支援策を講ずる仕組みとすることが課題である。

さらに、公立と私立の公民協働で、全ての子どもを受け入れる就学前教育・保育としているため、サービス供給の担い手である保育教諭が、八尾市における障がい児保育のあり方について共通認識を持ち、ともにスキルアップできる仕組みの構築も課題である。

これまで、幼保一体化施設である公立認定こども園の検討を進める中で、平成 22 年度（2010 年度）から、全ての子ども達の発達や学びを途切れることなく小学校就学へつなげる観点で、就学前の公立保育所と幼稚園、小学校の職員間で交流や合同研修が行われて来た。平成 24 年度（2012 年度）にはこれまでの実践や育てたい子どもの姿を共有し、「就学前教育・保育実践の手引き」の冊子を、平成 25 年度（2013 年度）には「接続期における教育・保育実践の手引き」の冊子をまとめるなど、様々な取り組みを進めて来た。

現在、各公立・民間園にそれぞれ年に１回、学識経験者による巡回指導が行われているが、これまでの取り組みにおける経験を活かし、今後、公民の垣根を越えて、保育者が障がい児保育のノウハウを共有し、世代を越えて引き継ぎ、高め合える仕組みとしていく必要がある。

（３）保護者の適切なサービス選択につながる明確な説明責任とそのニーズへの対応

障がい児を取り巻く現状としては、保護者が自ら情報収集しつつ、「図表２　八尾市子ども子育て事業の現状」に示される、各関係機関である保健センター、子育て支援ネットワークセンター、教育サポートセンター（現「教育センター」）及び障がい福祉担当等の支援者の助言を受け、場合によっては複数のサービスを申込みながら、なんらかの社会資源に辿り着いているのが実情である。

しかしながら、現状では、サービスによって申請の時期や、支給決定の根拠、決定プロセスが様々であり、必ずしも保護者の希望に沿った支給決定にならない場合もある。そのため、市の説明責任を果たせるよう、基準の明確化や申請時期の調整、決定過程の透明化等を進め、保護者にとってわかりやすく、納得しやすい仕組みを再構築することが、喫緊の課題である。

図表２　八尾市子ども子育て事業の現状

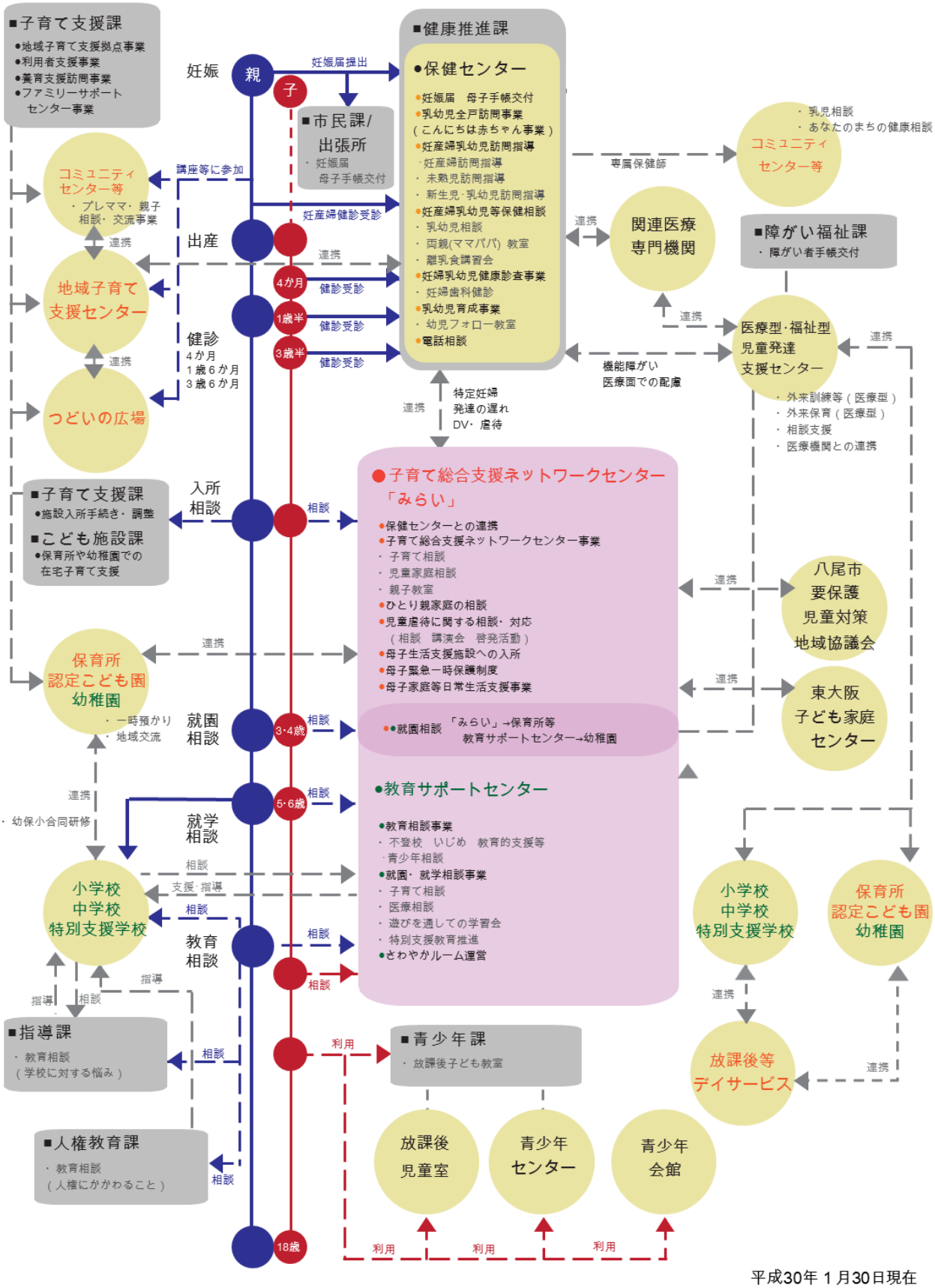

平成30年１月30日現在

５．八尾市がめざすべき方向性への提言

（１）今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ（育ちあう）保育」の創造

① 共生社会につながる「インクルーシブ（育ちあう）保育」の理念を掲げる

近年の障がい児をとりまく状況として、平成 17 年度（2005 年度）の発達障害者支援法制定、平成 19 年（2007 年）４月の学校教育法改正による「特別支援教育」の位置づけ、平成 23 年度（2011 年度）の「障害者福祉基本法」改正、平成 25 年（2013 年）６月「障害者差別解消法」公布、平成 26 年（2014 年）１月には我が国の「障害者権利条約」の批准という、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を進める大きな流れがある。

「障がい児保育」においても、そういった潮流の中で、障がい児一人ひとりの障がいや発達上の課題を踏まえつつ、できるだけ保育所・園において集団保育による受入れ実践を深めていく「インクルーシブ（育ちあう）保育」をめざし、取り組んでいくことが必要である。

インクルージョンを実現していくには、障がいのあるなしに拘らず、子どもたちが幼い時から、「色々な子どもがいて当たり前」という保育が取り組まれる必要がある。それが「インクルーシブ（育ちあう）保育」である。多様な子ども達が、その関係性の中で問題解決を通してお互いがより理解を深め合い、共に生きる仲間として育ち合っていくことができる。

さらに、保育現場を取り巻く八尾市全体のフォロー体制づくりとして、関係機関が相互連携により切れ目のない支援を強化し、保護者や地域との関係づくりによる相互理解を高めることで、就学前の障がい児が、地域のインクルーシブな共生社会の中で温かく包まれ、いきいきと育つことのできる八尾のまちをめざすことを、理念として掲げる。

② インクルーシブ（育ちあう）保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることをめざす

さらに、「インクルーシブ（育ちあう）保育」の方法論としては、国の「保育所保育指針」や「幼保連携認定こども園教育・保育要領」で示された内容を実践するうえで、下記に示すような、八尾市でめざす保育実践における理念について、公・民ともに共通理解を進めていくことが重要である。

また、今後も、八尾市の保育現場での実践を踏まえて検証を図ることで、弛みの無い改善を積み重ね、八尾市の「インクルーシブ（育ちあう）保育」の方法論を、創り上げていくことが重要である。

まず、平成 30 年（2018 年）３月２日付で国から改定通知された「保育所保育指針」においては、

第１章総則　３ 保育の計画及び評価

（２）指導計画の作成

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

と示されており、さらに、同指針解説において、

【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】、【個別の指導計画】、【家庭との連携】、【地域や関係機関との連携】について示されており、

・子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開するよう留意する。

といったポイントが示されている。

次に、同指針と同日付で国から改定通知された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においては、第１章総則　第２節「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」等の、

３ 特別な配慮を必要とする園児への指導

（１） 障害のある園児などへの指導

障害のある園児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で園児への教育及び保育的支援を行うために、個別の教育及び保育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の園児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

と示されており、さらに、同要領解説において、

①　障害のある園児などへの指導、② 個別の教育及び保育支援計画、個別の指導計画の作成・活用　ア個別の教育及び保育支援計画、イ個別の指導計画　について示されており、

・園長は、特別支援教育実施の責任者として、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、園務分掌に明確に位置付けるなど、園全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な園運営に努める必要がある。

・障害のある園児などの指導に当たっては、全ての保育教諭等職員において、個々の園児に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、全職員の連携に努める必要がある。その際、保育教諭等は、障害のある園児などのありのままの姿を受け止め、園児が安心して、ゆとりをもって周囲の環境と十分に関わり、発達していくようにすることが大切である。また、障害のある園児など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、保育教諭等の理解の在り方や指導の姿勢が、他の園児に大きく影響することに十分留意し、温かい人間関係づくりに努めながら、園児が互いを認め合う肯定的な関係をつくっていくことが大切である。

・「個別の教育及び保育支援計画」（教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すための計画）と、個別の指導計画（個々の園児の実態に応じて適切な指導を行うために園で作成される計画）の違いに留意し、園長のリーダーシップの下、園全体の協力体制づくりを進めたり、二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、全職員の連携に努めていく必要がある。

といったポイントが示されている。

このような、国が指針や要領の通知や、その解説文で示す就学前施設における「障がい児保育・教育」の方向性を、しっかりと八尾市の保育現場の実践につなげていくための方法論として、下記に連動する５つの手立てを提示する。

「インクルーシブ（育ちあう）保育」の実践は、子ども同士が育ち合えるような実践を、新たに創り出していく姿勢で取り組むことが必要である。「インクルーシブ（育ちあう）保育」の眼目は、「幼いときから、共に生活し、共に育ちあう経験をする」という点にあり、保育者は、子ども同士の「育ち合いを育てる」必要がある。

そのためには、保育現場の実践・成果から見出されてきた、保育者が行うべき５つの手立て「１対１のかかわり」、「友達づくり」、「クラスづくり」、「保育所づくり」、「地域社会づくり」を連動させていくことが重要である。手立ての関係については、下記図表３に示す。

図表３：堀智晴著『保育実践研究の方法』川島書店，2004 年，76 頁を元に作成

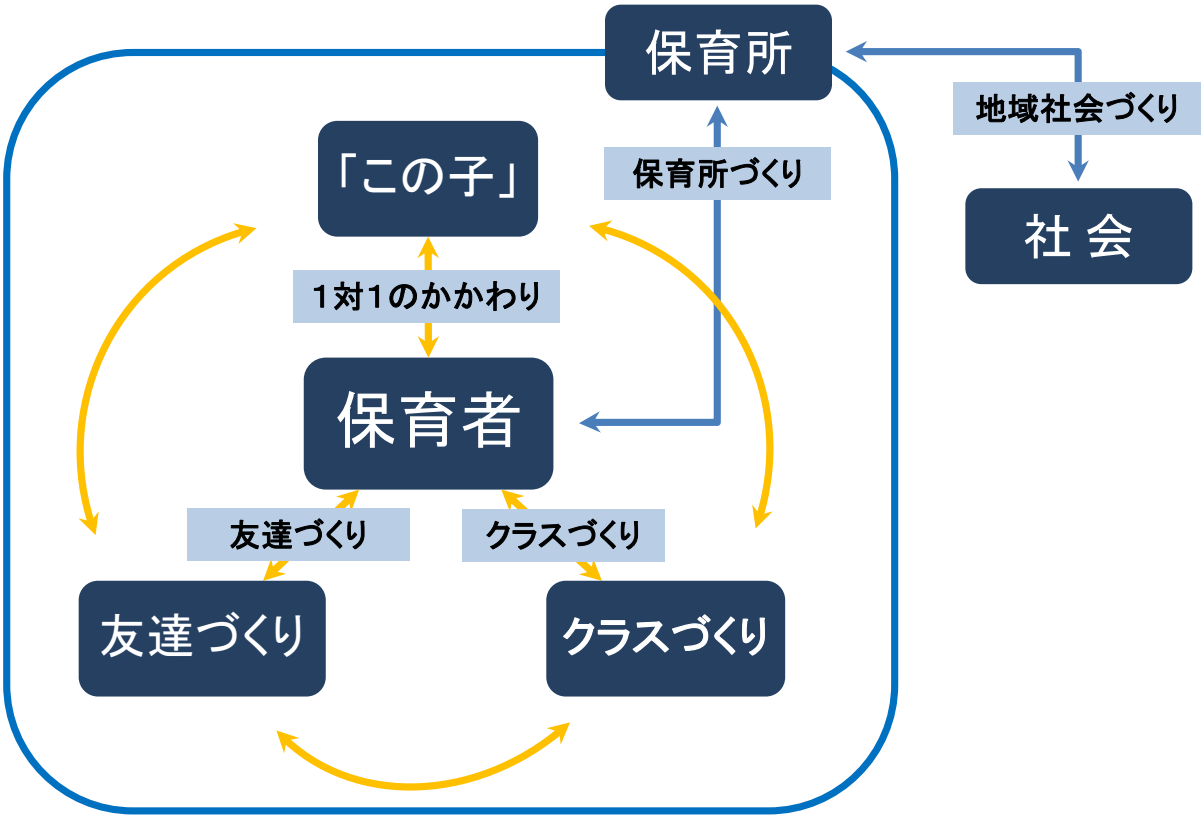

以上の理念を実現するために、後述の（２）から（５）の仕組みづくりを、５つの手立てとして連動させながら、実践していくことが求められる。

尚、「障がい児保育」は「乳幼児保育」と並んで保育の原点であり、一人ひとりの個性や発達の特徴をとらえて、子どものまなざしに寄り添いながら保育を行う姿勢は、すべての子どもの保育に通じるものである。さらに、保育の中での障がいのある子どもへの支援を考えることは、他の子どもたちの生活をも豊かにする。その意味で、「インクルーシブ（育ちあう）保育」の実現は、「ユニバーサル・デザインによる保育」つまり、どの子にも優しい保育につながるものである。

（２）「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり

① コーディネーター（リーダー保育士）を導入し、園全体での対応力を高める

現状では、３～５歳を対象とする「障がい児保育」における加配体制は、当該児童の支援の必要性にかかわらず、一律に加配職員１名が対象児童２名をサポートする、１対２の加配体制を標準とし、各園が、それぞれの学年で２名ずつ受け入れる枠で実施している。ただし、実施園が標準の加配では対応が困難な児童と申し出て、市で認めた場合には、さらに職員が加配され、１対１体制の重度加配の仕組みをとっている。

今後、（１）のインクルーシブ（育ちあう）保育の理念を大切にしながら、今後のニーズ増が見込まれる軽度の発達障害児等への対応を継続的に行ううえでは、園全体を広く担うコーディネーター（リーダー保育士）の位置づけを作ることで、各園現場での対応力を高め、市全体でもフォローするような仕組みの導入が考えられる。

さらに、一律に１対２の加配体制で対応するのではなく、個々の障がい児の障がい特性や支援の必要性に応じて、１対１から段階的な加配体制をとったうえで、クラスにおける担任の保育士や加配の保育士の保育実践を、コーディネーター（リーダー保育士）が中心となり、広く施設全体でフォローする体制をとる手法を検討する必要がある。

そういった新たな体制づくりを行った上で、「インクルーシブ（育ちあう）保育」において、保育者が行うべき５つの手立て「１対１のかかわり」、「友達づくり」、「クラスづくり」を実践し、コーディネーターも関わることで、対応力の高い「保育所づくり」を行うことが重要である。

② 障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する

医療的ケアを必要とする児童や、重度の障がい児のニーズの高まりがある中で、「図表２八尾市子ども子育て事業の現状」に示したような、市の関係機関の切れ目のない支援による連携を強化しながら、各園の対応力を高めていくことが必要である。

とりわけ、医療型児童発達支援センターでは、PT（理学療法士）・OT（作業療法士）・ST（言語聴覚士）といった専門職の配置や診療所の設置により、医療的ケアを必要とする児童へのノウハウの蓄積がある。センターから保育所園への訪問支援も実施しており、専門職による助言を受け、現場の保育者と意見交換を重ねながら、スキルアップを図る取り組みを活性化していくことが考えられる。

尚、専門的な後方支援においても、八尾市では児童発達支援センターも福祉型と医療型の両方が設置されている充実した状況があるが、市全体の切れ目のない支援における各園への後方支援機能としては、双方の専門性が総合的に提供されるような工夫が望まれる。

医療的ケアを要する児童や重度の身体障害児については、障がい等の内容に応じた集団保育への受入れ体制が必要であり、安全・安心に受け入れが可能であるか、慎重に見極めながら、市全体としての対応力の強化に取り組む必要がある。

（3）就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり

現状では「保育」・「就学前教育」・「療育」について、それぞれの関係機関で対応しているが、個々の多様な児童にとって、それぞれの障がい特性を踏まえ、これまで以上に適切に支援メニューにつながれ、サービス提供できる仕組みへと発展を図るには、相談や入所手続きの過程をなんらかの形で集約し、各関係機関の知見を総合し、提供できるような工夫が必要である。

① 個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図る

就学前の障がい児について、現状、妊娠期から就学に至るまでさまざまな相談機関が存在し、相談機関が継続的に切れ目なく連携する体制は既に構築されており、就学期に向け支援を要する児童が把握され、何らかの支援が継続的に提供される状況が実現していることは、評価できる。

しかし、個別の児童・保護者を中心に置いた視点で再点検すると、分野ごとの相談支援は機能しているものの、相談機関やメニューが多く、とりうる選択肢がわかりにくい現状がある。まずは障がいの類型等を想定し、どのようなルートを通って支援を受けながら就学に至るかを検証し、必要に応じて集約化するなど、整理を図ることが必要である。

整理に際しては、あくまで児童・保護者にとってのわかりやすさ、適切なメニューへのつながりやすさの視点に立ち、積極的に組織や分野を越えた立体的な取り組みを行う姿勢が望まれる。

また、組織統合等の抜本的な整理が困難な部分についても、「インクルーシブ（育ちあう）保育」の理念への共通認識を高め、各機関が関係機関の役割を相互に理解し、組織や分野を越え、切れ目のない総合的な支援となるよう、これまで以上に緊密な連携を強化することが必要である。

② 各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入する

上記①の整理を行う上で、最もポイントとなるのが、「障がい児保育」の対象児の確定を第一義としながら、就学前に特別な支援を必要とするすべての児童を対象として、当該児童にとって最も適切なサービスの選択につながるよう、相談支援できる集約の場を設けることである。

その際、国が定める「障がい児保育」の対象年齢は３～５歳であるため、主として３歳児入所に向けた集約の場として、各機関合同で専門職の総合的な知見による会議体「（仮称）調整会議」を設置することを提案する。その際、心理士による発達検査の所見や、各専門職の見地、入所後の現場状況を把握する保育士等が関わる仕組みとすることが、妥当性を高めるポイントである。

また、国において、「障がい児保育」の仕組みや入所過程の提示はないため、他市の先行事例も参考としつつ、八尾市に合った仕組みを導入する必要がある。市では各関係機関が連携する切れ目のない支援により、支援を要する児童をほぼ把握・フォローし、「調整会議」に到ることとなる。

そのため、この「調整会議」に期待される機能は、まずは、就学前施設のサービスを求めるすべての障がい児を対象に審査ができること。次に保育所園における集団保育である「障がい児保育」の対象児を認定し、加配段階と優先度を決めること。そして、会議による認定・審査過程を経た後に、保護者に審査結果をしっかりと説明し、とりうる選択肢を案内したうえで、当該児童にとって適切なサービス選択となるよう、関係機関と連携して相談支援につなげること。この３機能が担保できる仕組みとなるよう、検討を深めてもらいたい。

（4）保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくり

① 障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組む

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）が発展し、障がい者福祉における社会資源を充実させる中で、障がい児の保護者の有するニーズや、置かれる家庭状況も多様化しており、保護者支援の仕組みを充実していくことが必要である。

（1）の理念における保育者の５つの手立ての「保育所づくり」・「地域社会づくり」として、保護者ニーズを十分に把握しながら関係性を構築していくことや、市全体の関係機関による後方支援の充実といった視点から検討が求められる。例えば、支援を要する保護者への相談体制の充実や、就労している保護者への支援の充実を図る必要もある。

② 障がい児保育の加配段階等を認定審査する際の、サービス決定基準を明確化する

当該児童が「障がい児保育」の対象に該当するのか、他の申請児童との優先順位はどう判定されるのか、認定・審査の基準作りを行うことで、保護者にとってわかりやすく、納得感につながるよう、市がしっかりと入所調整結果の説明責任を果たせる仕組みとしていくことが必要である。

障害者手帳を有する児童については、それに即した仕組みが最も明確なものであるが、手帳を有しない児童が大多数である現状に鑑み、それに準ずる視点として「発達検査」を用いるなど、支援の必要性の段階を判断することが可能な項目建てで、「認定調査票」を設計することが考えられる。対象児の範囲や加配基準の妥当性を確保するには時間を要するが、まずは基準づくりをして実施段階に進めたうえで、運用の中で検証しながら確立していく手法で、進めてもらいたい。

尚、「認定調査票」で把握した当該児童への支援上の留意事項が、受け入れした施設が作成する「個別の指導計画」や、関係機関による「個別の教育及び保育支援計画」の参考資料として活かされるような運用上の工夫も配慮することも望まれる。

③ 審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とする

「障がい児保育」のサービス利用についても、その他の就学前の各種サービスについても、最終的な入所申請は、あくまで保護者の当事者判断による選択に委ねられる。

であればこそ、①の基準に基づく「調整会議」による認定・審査結果を、市から保護者にしっかりと説明することが大切であり、その後、保護者が、当該児童のとりうる選択肢や優先度状況を把握した状態で、当該児童にとって適切なサービスが選択されるよう、案内を尽くせる申請窓口とすることが肝要である。

就学前の施設やサービスは、それぞれ目的や要件が異なり、定員も限られているところであり、必ずしも保護者の希望に添えないこともあるが、できるだけ、当該児童にとって適切なサービスが提供でき、子どもの発達段階や状態に応じ、適時に適切なサービス案内をとれる環境整備が望まれる。

（5）インクルーシブ（育ちあう）保育実践を創り出すことができる仕組みづくり

① 障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創りだす意義を共有する

（1）で掲げたインクルーシブ（育ちあう）保育の理念を実現するには、障がいのある子どもとない子どもが同じ場で、助けあい影響しあいながら育っていく実践を創りだしていく必要がある。一人の子どもが一人の人間として育つには、他者とのかかわりが不可欠である。保育者は一人の子どもを深く理解しその子が育つのを見守り保育していくが、そのためには子ども同士が助け合い影響を及ぼし合ってインクルーシブ（育ちあう）保育の実践に取り組んでいく必要がある。

そういった保育実践における保育者から子どもへの手だてとして、１人の子「①「この子」への手だて」から、「②仲間関係・③集団（グループ）への手だて」、「④クラスへの手立て」あるいは保育所全体までの集団への手だてがあり、「図４手だての構造図」のような形で連動している。

このような保育を通し、子どもたちは未来に向かって生きていく主体として育ち、これからの社会の担う市民として育っていく。インクルーシブ（育ちあう）保育実践を創りだす意義はここにあり、「新たに創りだしていく」保育として事例を持ち寄り、研鑽を積み取り組む必要がある。

図４手だての構造図　（堀智晴著『保育実践研究の方法』73 頁を元に作成）

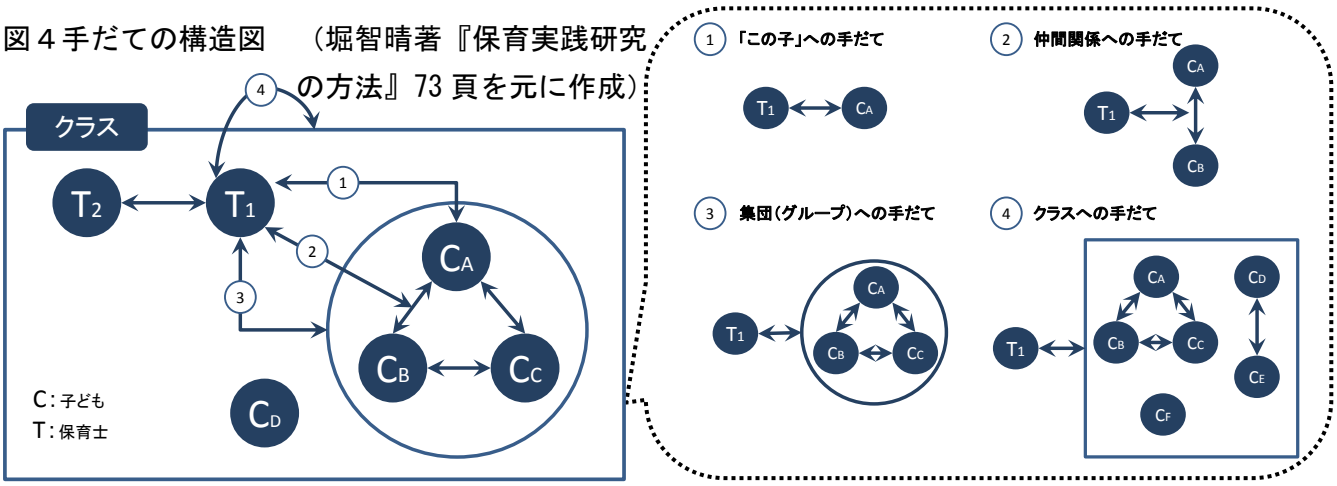

② ノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくる

これまでの八尾市における「障がい児保育」は、昭和 50 年の児童福祉審議会答申から現場実践が始まり、公立から民間園に広がる形で全市的に行われて来たが、各施設において実践され、蓄積されて来たノウハウが、熟練した一個人のスキルを越え継承していくためには、これまでの各園で年に１回の巡回指導や保育ゼミ活動に加え、全市的な研修制度を整えることが必要である。

現場の保育者は、公民問わず、事例検討や公開教育・保育等による実践的な知識を深める場を求めており、市内の身近な場で参加できる研修制度を、体系的に創り上げることを提案する。

研修内容としては、まずは、理念や方法論を共通認識として学ぶ講義形式の合同研修が必要であり、より実践的なスキルアップの研修として、事例を用いて公立・民間の各園が垣根を越えて意見交換するような合同研修や、他園の保育士に向けた公開保育のような機会を設けることもポイントになる。さらに、（2）の各園におけるコーディネーター（リーダー保育士）を、園代表としての研修参加と、園での伝達や保育実践を高める位置づけとし、周辺の近隣園との交流や、市内全体で「インクルーシブ（育ちあう）保育」を創り上げ、高め合う仕組みが望まれる。

障害児保育審議会を終えて

市長から諮問を受け、昭和 50 年（1975 年）の児童福祉審議会答申以来 42 年ぶりに「障害児保育審議会」において、八尾市の「障がい児保育」のあり方について審議を行うに際しては、我々委員一同12 名は、身の引き締まる思いで、審議会検討を重ね、あるべき論で方向性を打ち出そうとしてきた。

平成 31 年度（2019 年度）の認定こども園の開所という、八尾市の保育の歴史において、一つの時代を画する時期に、「インクルーシブ（育ちあう）保育」の理念を掲げ、４つの仕組みで実践し創造していくという、提言内容を何とかまとめ上げるに至ったことは、望外の喜びである。

しかしながら、この提言は、濃密ではあったが短期間の審議でまとめた上げた方向性に過ぎず、「インクルーシブ（育ちあう）保育」の創造は、まだまだスタートラインに立ったに過ぎないということを、我々としても認識しているところである。

障がい児を中心に、保育実践のあり方を再考することは、一人ひとりの子どもへの保育実践のあり方そのものを見直すことにつながる。そういった意味で、保育実践が一人ひとりの子ども達の育ちにつながり、保育者や保護者、保護者同士のつながりや地域社会に影響を与え、共生社会の実現にまで広がる意味を持つことを、この提言では意識してきた。

さらに、小学校への円滑な接続という点においても、これまでの各分野で取り組まれてきた実践を評価しつつも、さらに分野を越えた連携や、集約整理により、一人ひとりの障がい児とその保護者を総合的に切れ目なく支援していく枠組みについて、「障がい児保育」の範疇を越える視座から積極的に提言内容に盛り込んだ。

総論として、めざすべき方向は示せたものの、その実現に向けた仕組みづくりに取り組む際には、乗り越えるべき課題が山積している。市では、そういった課題を直視し、この提言を真摯に受け止め、理念を実現するための実践を、しっかりと創造していく決意で、邁進してもらいたい。

また、今回、審議を重ねる中で、我らが「障害児保育審議会」が、今後担うべき役割も、明確に見えて来たと感じている。それは、今回方向性を打ちだした「インクルーシブ（育ちあう）保育」の実践状況を、しっかりと検証し、発展に向け、改善点を提言し続ける役割である。

ひとつの大きな流れを創り上げることは、提言しただけでは終わらない。打ちだした方向性に今後もしっかりと本審議会が関わり続け、提言した理念が血肉を得て、八尾市の保育実践の中に息づくよう、今後も、我々審議会一同、それぞれの立場で、役割を担っていく覚悟である。

平成 30 年（2018 年）５月吉日
「八尾市障害児保育審議会」委員一同

【参考資料】

八尾市障害児保育審議会規則

八尾市規則第 40 号

八尾市障害児保育審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第２条の規定に基づき、八尾市障害児保育審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じて、本市における障害児の発達と福祉の増進を図るため、障害児保育に関する諸問題について調査、協議及び審議を行い、必要に応じて市長に建議し、関係機関に対し指導、助言する。

（組織）

第３条　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　障害児（者）医療に従事する医師

（３）　障害児福祉に関する事業に従事する者

（４）　保育現場に従事する者

（５）　関係行政機関の職員

（６）　その他市長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第６条　削除

（会議）

第７条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第８条　審議会は、必要があると認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第９条　削除

第10条　削除

（庶務）

第11条　審議会の庶務は、こども未来部こども施設課において行う。

（委任）

第12条　この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年７月２日規則第36号）

１　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市高安山開発審議会規則、八尾市総合基本計画審議会規則、八尾市都市計画審議会規則、八尾市特別職報酬等審議会規則、八尾市小売市場調整審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市環境保全審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市同和対策協議会規則、八尾市民生委員推薦会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則、八尾市立解放会館条例施行規則、八尾市防災会議条例施行規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定は、昭和57年５月１日から適用する。

２　この規則による改正前の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づいて昭和57年５月１日以後の分として支給された報酬は、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づく報酬の内払とみなす。

附　則（昭和61年４月１日規則第７号抄）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年４月１日規則第９号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年３月31日規則第39号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月23日規則第９号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。ただし、第４条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月30日規則第４号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成26年３月31日規則第13号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

八尾市障害児保育審議会　委員名簿

（期間　平成 29 年 6 月 1 日　～　平成 30 年 5 月吉日現在）

会　長	堀　智晴	元大阪市立大学教授
副会長	前田　まゆみ	キリン第二こども園長
委　員	安藤　忠	大阪府立大学名誉教授
委　員	鶴　宏史	武庫川女子大学准教授
委　員	玉田　育子	保育所（園）保健会会長
委　員	御前　敬	障がい福祉課長
委　員	田村　真澄	市立医療型児童発達支援センター所長補佐
委　員	嶋野　美世子	健康推進課長補佐
委　員	山本　寿子	教育サポートセンター所長 （平成 29 年8月2日～平成 30 年3月 31 日）
委　員	塚本　妙一	教育センター所長 （平成 30 年 4 月 1 日～5月吉日現在）
委　員	湯本　貴子	子育て支援課 子育て総合支援ネットワークセンター所長
委　員	柿本　みき	弓削保育所長

八尾市障害児保育審議会　事務局

こども施設課	的場　清信	課長（平成 29 年4月1日～平成 30 年3月 31 日）
	永澤　行彦	課長（平成 30 年4月1日～5月吉日現在）
	岡部　和代	参事
	木下　あつみ	副主任
子育て支援課	野本　哲朗	課長補佐
	岡山　裕	係長

八尾市障害児保育審議会　開催状況

回	日　時	内　容
第１回	平成 29 年 8 月 2 日(水) 午後 2 時 00 分～ 市役所 6 階研修室	・市長による挨拶および諮問 ・市長による委員委嘱 ・各関係施設の現状報告・意見交換 ・今後の進め方について
第２回	平成 30 年 1 月 30 日(火) 午後 1 時 30 分～ 八尾市立青少年センター 4 階会議室	就学前施設における障がい児教育･保育のあり方について ・現状と課題 ・今後の方向性について
第３回	平成 30 年 5 月 21 日(月) 午後 2 時 00 分～ 八尾市立青少年センター 4 階会議室	提言書（案）について

審議会委員から出された主な意見概要

第１回審議会の意見

＜判定システムの必要性＞

障がい児の保育施設入所状況について、平成 29 年度の総入所児童数が 3,275 人に対して、保育サポートの総入所数が 194 人ということであったが、これは割合でいうと約６％となる。一般的には障がい児の割合は 3.5～４％ほどであるので、少し多いと感じる。この保育サポートを認定する判定システムは確立されているのか。判定については、例えば神戸市では障がい者手帳の等級で決めている。そういう形であれば、複雑なことを考えなくて済み、運営側もやりやすいだろうし、保護者も納得しやすくなると思う。

＜現行の保育サポートの持続可能性＞

平成 29 年度の新規申込数が 102 人に対して、新規入所数は 74 人であり、希望者に対して入所できた割合が 70%程度ということになるが、これは充分と言えるのか。さらに 70%しか認めていないのに、一般的な障がい児の割合の 3.5～４％を大きく上回る６％となっている。ここはもう少し何か考えようがあるのではないか。

＜研修制度の必要性＞

平成 29 年４月より、厚生労働省と文部科学省から障がいのある子どもを扱う保育士の再研修制度というものを打ち出していたと思う。保育士等キャリアアップ研修等実施についてということで、保育士の再研修制度があるが、八尾市に通知は来ているのか。経験年数概ね７年以上の保育士を対象に、要件を満たすことで月額４万円。経験年数が概ね３年以上の保育士を対象に、要件を満たすことで月額５千円の処遇改善が行われるとのことで、保育士にとってプラスになるものなので、本施策を実施しながら公民合わせたレベルアップを図る仕組みとして、ぜひ八尾市でも実施してもらいたい。

第２回審議会の意見

＜「インクルーシブ保育」の理念提示と実践創造の重要性＞

「ともに育つ保育」は他の自治体でも謳っているが、八尾市は先進的に障がい児保育を導入し、実践を重ねてきた自治体なので、「インクルーシブ（育ちあう）保育」という理念を掲げ、社会をインクルーシブなものに変えていきたい。保育・教育・福祉は理念をめざさないと現状に流される。現状を踏まえつつも理念をめざして実践を地道に創りだしていくことが重要。

＜児童発達支援センターを活用した後方支援の強化＞

在宅の高度医療的ケアを必要とする児童が、一歩でも外に出ていくための場の提供を、医療型発達支援センターが担っている。センターでの「療育」での受入れも大切だが、保育所園での集団保育につながった児童についても、PT・OT・ST などの専門職体制を活かし、保育所等専門支援での継続フォローを進め、支えていきたい。

＜施設の一元化の必要性＞

通所型の施設に行く子どもでも、医療型のケアが受けられるという形をめざすのがよいのではと感じている。発達障がいの子どもがどちらのセンターに行くか、知的障がいがある子どもでも医療的ケアが必要なケースも存在する。八尾市の複数施設にまたがる課題の解決策として、施設の一元化があると思う。八尾市の「切れ目のない支援」の方式は、多くの関係機関にまたがることにより、たくさんの方が関わることとなる。たくさんの方が子どもの育成に参加することはよいことだと　思うが、互いの意見意思の疎通がやりにくい状態を作ってしまう側面もあるのではないかと感じた。

＜個々の就学前の障がい児を主軸とした「切れ目のない支援」の整理・発展＞

八尾市子ども子育て事業の現状の図表で見ると、各機関がつながって切れ目のない支援が実現されていると感じる。しかし、関係機関が多く、利用者にとっては、自身がどこに相談すべきかわかりづらいと思う。この図を個別の事例を想定して、どのようなルートを通るか追ってみることで、よりよい環境が整備できると思う。

＜各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体の導入＞

この子にはどういう保育をしていくことが適切か案内するためには、保育や療育の実践現場に関わる方の視点も必要であり、認定・審査に関わるべき。現場をよく知る人をコーディネートする立場に置かないと、杓子定規な判定をしてしまいかねない。総合的に判断できる体制をつくり、現場と保護者のコーディネートをする窓口となることが大事だ。

現在の入所の認定の場には心理士が同席し、発達検査を実施している。心理士からは、その場で検査した上で所見を出しているが、普段の生活での状況や、保育所の現場での加配が必要かという判断は、心理士だけではなかなか難しいという意見を聞いている。

支給決定経過を説明でき、フィードバックできるよう、庁内関係機関による合同型の審査会であることが大事ではないか。

＜サービス決定基準づくり＞

１，２年で体制が完成するとは思えないので、最初は大枠を作成して実施し、少しずつ修正をしながら進めていく形がよいのではないか。

＜保護者サポートの仕組み＞

フォロー支援を行う上では、保護者自身もそのニーズも多様化しているため、保護者をサポートする視点も大切だと思う。

＜これまでのノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度づくり＞

療育とは「情念」であり、療育を推し進め、サポートする人の存在というものがある。今はそれら PT・OT・ST そして保育士たちの交代の時期にあり、これらの世代交代での受け渡しで方向がぶれることがある。世代交代の際、その情念やこれまで現場で積み重ねてきた実践等を大事に受け継ぐという風潮がなくなっているように思う。若い保育者へどのように引き継いでいくのか、研修、継承は大事な視点である。これまで参加していた人が現場を離れたあとでも、なんらかの形で再び参加し、世代間の受け渡しができるような場があればよいと思う。

現場の保育士も自身がやっていることが正しいのか自信が持てない部分もあると思う。講座等を聴くだけの研修だけではなく、保育士同士が互いの事例をディスカッションするような、実践的な情報交換ができる場があれば有意義だと思う。

障がい児保育・教育の受け皿としての質の向上も求められる。スキルアップやスーパーバイズが大事になってくると思う。

研修体制は公立・私立の両方を対象に、障がい児保育について１．共通認識を持つため、２．スキルアップのための２点でメニュー作りを。それを実践的にするため、①事例検討と②公開保育の手法を用いて、仕組みとして創り上げればよいと思う。

＜「障がい児保育」全般の仕組みについて、検証・提言機能を担う審査会へ位置づけを＞

問題と感じることを各委員がそれぞれの立場で出して議論するというあり方で、今後も「障害児保育審議会」が仕組みを検証し、方向性を示す機能を持つべきではないかと思う。

第３回審議会の意見

＜インクルーシブ保育における人権の視点の重要さ＞

インクルーシブ保育には人権の視点が大切だ。

障がいのある子どもを保育者がどう理解するか。障がい者理解の問題は、人権の問題とつながってくる。保育実践に触れてきた実感として、保育者においても、障がい者の理解をマイナス評価でとらえがちであると感じるが、これはプラス評価でみることが可能である。そういった理解を進める上でも、これからのインクルーシブ保育の実践と理論に期待する。

＜インクルーシブ保育と国の指針・要領の扱いについて＞

国の指針・要領よりも今回の提言のめざすところが高いため、整合性をとる上で、提言の中での扱いをどうするか。

国の指針・要領に沿った上で、現場の実践の具体化の間をつなぐ理念・方法論として、今回のインクルーシブ保育を打ち出しているため、今の提言（素案）の構成でよいのではないか。

＜ユニバーサルデザインによる保育の大切さと留意点＞

インクルーシブ保育を導入する上で、ユニバーサルデザインを提言に入れる必要がある。

ただし、その子にとってのやり方についてはその子ごとに考える必要がある。今まで実践してきたやり方に当てはめていってしまいがちで、「子どもにとってわかりやすい」と思っているやり方が「その子にとってわかりやすい」とは限らない。ユニバーサルデザインに依存してマニュアル化してしまうと、このような失敗に陥ってしまう。ユニバーサルデザインを用いたうえで、その子のことをもっと理解することをあきらめないことが大事であると思う。

＜現場で提言を具体化する上での課題留意点＞

現場で保育する立場としては、迷いや戸惑いを感じることも多く、さまざまな手立てがある中で、手立てがないと前に進めないという思いと、手立てに縛られてはいけないという葛藤もある。

現場で大切にしていくこととしては、就学前の子どもをもつ保護者の揺れ動く思いに対し、どれが正解なのかはわからないが、保護者となるべく寄り添った支援ができるといいなと思う。

一方、次の機関につないだ後の様子は現状では確認できないので、今でも適切につないでいるとは思うが、より適切につないでいくことを意識していく必要があると思う。

＜保育の計画の重要性について＞

今回は、重度の障がい児への後方支援にスポットが当たったが、障がい児保育の対象とならない程度の少し気になる子どもにも、保育の計画を立てていくことにより、その子のことをより知ることができ、より保育していきやすくなるのではと思う。

＜人員体制の充実について＞

今後、インクルーシブ保育を進めるためにも、最前線で働いている保育士数を充実してほしい。待遇の改善や育成も必要であると思う。

保育士不足の中なかなか難しいと思うが、例えば喉頭切開や胃ろうをしているような障がいの重い因子を抱えている子どもに対して、できれば看護資格を持った方が入る仕組みができればと思う。

＜継続的な支援を行う上での一元的な情報管理の重要性＞

巡回指導に関わった子のその後が気になるが、必ずしもわからない。就学期に円滑につなげていく意味でも、市の組織が子どもの成長過程の情報を一元化して管理できるような仕組みであれば、その子をつないで終わりという形にならないのではと思う。